

令和5年10月31日

## 主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

## 事実

## 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、障害等級3級の障害厚生年金又は障害手当金の支給を求めるとのことであると解される。

## 第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、脳梗塞後遺症、失語症(以下、併せて「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)並びに障害手当金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、障害認定日である令和〇年〇月〇日及び裁定請求日における請求人の本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)は、いずれも国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1並びに厚年令別表第2に定める程度に該当しないと理由により、障害給付及び障害手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、社会保障審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

## 第3 当事者等の主張の要旨

## 理由

## 第1 問題点

- 1 障害等級3級の障害厚生年金を受けるためには、認定の対象となる傷病による障害の状態が厚年令別表第1に定める程度に、障害手当金の支給を受けるためには、厚年令別表第2に定める程度に該当することがそれぞれ必要とされている。
- 2 本件の場合、請求人の本件傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であり、同日から起算して1年6月が経過した令和〇年〇月〇日が障害認定日となることについては、当事者間に争いはないものと認められるところ、厚生労働大臣が、前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服として、障害等級3級の障害厚生年金又は障害手当金の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、障害認定日又は裁定請求日における本件障害の状態が、厚年令別表第2に定める程度以上に該当しないと認められるかどうかということである。

## 第2 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 以下、本件の問題点を検討し、判断する。
  - (1) 本件傷病による障害は、言語機能の障害と認められるところ、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に「そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの」(3号)、及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が、障害手当金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第2に「そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの」(7号)が定められている。そして、厚生年金保険法上の障害の

程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

- (2) 障害認定基準の第3第1章「第6節／音声又は言語機能の障害」によると、音声又は言語機能の障害とは、発音に関わる機能又は音声言語の理解と表出に関わる機能の障害をいい、構音障害又は音声障害、失語症及び聴覚障害による障害が含まれるとされ、構音障害又は音声障害とは、歯、顎、口腔(舌、口唇、口蓋等)、咽頭、喉頭、気管等の発声器官の形態異常や運動機能障害により、発音に関わる機能に障害が生じた状態のものをいい、失語症とは、大脳の言語野の後天性脳損傷(脳血管障害、脳腫瘍、頭部外傷や脳炎など)により、一旦獲得された言語機能に障害が生じた状態のものをいうとされている。そして、「言語の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方に多くの制限があるため、日常会話が、互いに内容を推論したり、たずねたり、見当をつけることなどで部分的に成り立つものをいい、「言語の機能に障害を残すもの」とは、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方に一定の制限があるものの、日常会話が、互いに確認することなどで、ある程度成り立つものをいうとされている。

構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害については、発音不能な語音を評価の参考とし、発音不能な語音は、次の4種について確認するほか、語音発語明瞭度検査等が行われた場合はその結果を確認するとされている。

口唇音(ま行音、ば行音、ぱ行音等)  
歯音、歯茎音(さ行、た行、ら行等)  
歯茎硬口蓋音(しゃ、ちゃ、じゃ等)  
軟口蓋音(か行音、が行音等)

また、失語症については、失語症の障害の程度を評価の参考とするとされ、失語症の障害の程度は、音声言語の表出及び理解の程度について確認するほか、標準失語症検査等が行われた場合はその結果を確認するものとし、失語症が、音声言語の障害の程度と比較して、文字言語(読み書き)の障害の程度が重い場合には、その症状も勘案し、総合的に認定するとされている。

- (3) 本件障害の状態について検討するに、本件診断書(上記1)には、音声又は言語機能の障害として、会話による意思疎通の程度は、「患者は、話すことや聞いて理解することにほとんど制限がなく、日常会話が誰とでも成立する。」と評価され、発音不能な語音については、記載がないから特段の障害はないものと解せられる。しかしながら、失語症の障害の程度については、音声言語の表出及び理解の程度は、長文の発話、長文の理解が「おおむねできる」、単語の呼称、短文の発話、単語の理解、短文の理解は「できる」と評価されているが、標準失語症検査において、聴くは「39／40点」、話すは「65／70点。まんの説明 段階5／6。語の列挙 14語／分」、読むは「39／40点。」と高得点であるにもかかわらず、書くは「19／35点。まんの説明 段階2／6」と著しく低い値を示している。また、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、日常生活活動は自立しており、日常会話は可能であるが、言語機能的には喚語困難があつて書字困難が目立つこと、複雑な長文の発話や理解が難しいことについての配慮があれば労働は可能と評価されていることが認められる。

そうすると、請求人には、失語症、特に書字に障害が強くでており、障害

認定基準において、音声言語の障害の程度と比較して、文字言語（読み書き）の障害の程度が重い場合には、その症状も勘案し、総合的に認定するとされているのであるから、このような本件障害の状態は、障害等級3級に相当する「言語の機能に相当程度の障害を残すもの」には該当しないが、障害手当金に相当する「言語の機能に障害を残すもの」に該当すると判断できる。そして、厚年令別表第1の3級14号は、厚年令別表第2（障害手当金）に該当する程度の障害について、原因となった傷病が治っていないことを条件として取り扱うものであるとされているから、この点について検討すると、本件診断書には、傷病が治った（症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。）かどうかについて、「傷病が治っていない場合…症状のよくなる見込 有」、「予後」欄には、「通院リハビリにより改善が期待される。」とされているが、裁定請求日における本件障害の状態に関する診断書として提出された、A医師作成の令和〇年〇月〇日現症に係る令和〇年〇月〇日付け診断書には、傷病が治った（症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。）かどうかについて、「傷病が治っている場合…治った日 令和〇年〇月〇日 確認」、現在までの治療の内容、期間、経過等として、「…前医に入院して脳血管バイパス術（注：手術日は、〇（注：平成〇）年〇月〇日とされている。）を受けた。これにより失語症（発語）はさらに改善したが、書字困難が続くため、書字に対する通院リハビリを再開した。〇（注：令和〇）年〇月〇日、書字困難が残存し、当院通院終了。」、「予後」欄には、「改善は困難と考える。」と記載されており、また、失語症の障害の程度の記載を比較してみると、著変がないことが認められるのであるから、本件診断書の現症日である令和〇年〇月〇日において、本件

傷病による障害は、治った（症状が固定した）と認めるのが相当である。

- (4) 以上によれば、本件障害の状態は、厚年令別表第2に定める程度に該当し、令和〇年〇月〇日に治った（症状が固定した）ことが認められるのであるから、請求人には、障害手当金が支給されるべきであり、これと異なる原処分は取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。